

令和3年2月4日

緊急事態宣言期間の延長に伴う

飲食店の営業時間短縮要請期間の延長について

国は10都府県(岐阜県を含む)に対し、緊急事態宣言期間の延長を決定し、これに伴い岐阜県は県下全市町村の飲食店に対し、2月8日(月)以降も継続して営業時間の短縮を要請しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き営業時間の短縮にご理解とご協力をお願いします。

なお、全期間ご協力いただける事業者に対しては、岐阜県より協力金が支給されます。

■対象期間 **令和3年2月8日(月) 0時から
令和3年3月7日(日) 24時まで**

■対象となる施設

飲食店(飲食店・喫茶店等<宅配・テイクアウトサービスを除く>)

遊興施設等(バー・カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)

■要件

○期間中、営業時間を5時~20時までの間に短縮すること

○新たに営業時間の短縮に協力する場合は、要請日前(令和3年2月8日(月)以前)は、20時以降も営業していた店舗であること

○酒類の提供は11時から19時までとすること

**○感染防止対策を徹底し、新型コロナ対策実施店舗向け
ステッカーを取得し、掲示していること(新規要件)**

*ステッカーは恵那市役所商工課で取得できます。

○詳細は、岐阜県の公式ウェブサイトをご覧ください

■協力金

1店舗につき168万円(緊急事態宣言期間解消等に伴い金額が変更となる場合があります)

■支給手続き

申請先：岐阜県

※詳細は、後日、岐阜県ウェブサイト^に公開予定



詳細は、岐阜県の公式
ウェブサイトをご覧ください

■問い合わせ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」専用相談窓口

電話番号:058-272-8192(9時00分から17時00分)

*支給対象店舗に該当しないこともあることを承知願います。